

三豊市コンポスト肥料販売業務委託仕様書

三豊市

三豊市コンポスト肥料販売業務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、中讃広域行政事務組合（瀬戸グリーンセンター）で製造されたコンポスト肥料（ハイクリーンかがわ）（以下「肥料」という。）の三豊市内における販売業務を円滑に実施するため、委託業務の内容を定めるものである。

(業務の遂行)

第2条 業務の受託者（以下「受託者」という。）は、安全対策を十分に行い、保安教育を徹底し労働災害その他の事故が発生しないよう努めるものとする。

万一、事故が生じた場合には、受託者の責任において処理しなければならない。

(業務場所の所在及び名称)

第3条 業務場所の所在及び名称は、次のとおりとする。

引取り場所	仲多度郡多度津町堀江5丁目11番地 瀬戸グリーンセンター
販売場所	受託者が用意する倉庫の所在地 受託者が用意する倉庫

(業務の内容)

第4条 業務の内容は、肥料の配送及び販売を行う。

① 配送業務

三豊市（以下「市」という。）と配送日・配送回数を協議の上、毎月1,500袋程度を、瀬戸グリーンセンターから受託者が用意する倉庫へ運搬する。（ただし、初回のみ三豊市高瀬町下勝間1339番地2の倉庫から肥料在庫を受託者が用意する倉庫へ運搬する。）

瀬戸グリーンセンターにおける引取り時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後3時30分の間とする。（ただし、年末年始及び祝日は除く）

積込みについては、瀬戸グリーンセンター職員がフォークリフトにより行う。

② 販売業務

市民から電話（受託者が指定した電話番号）等により予約注文を受付し、受託者が用意する倉庫にて受託者の担当者立会の上、肥料を引渡す。

- ・価格は1袋50円とし、1回あたり100袋を限度とする。
- ・領収書は、受託者が発行する。
- ・肥料の車両への積込みは購入者が行う。（車の積載重量は必ず守る。）
- ・予約日時は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。（ただし、年末年始及び祝日は除く。）
- ・引渡し日時は、木曜日及び土曜日の午前9時から午後5時までとする。（ただし、年末年始及び祝日は除く。）

（肥料）

第5条 1袋 15kg入り（720mm×440mm）形状 粒（ペレット）状
一般家庭より出されたし尿・浄化槽汚泥を、瀬戸グリーンセンターかがわコンポスト事業所（汚泥再資源化施設）にて処理することで発生する汚泥をリサイクルし、強制発酵させた完全有機肥料で農地に還元するもの。

（個人情報保護等）

第6条 受託者は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについて、三豊市個人情報保護条例（平成18年三豊市条例第12号）及び関係法令を遵守しなければならない。業務委託終了後も同様とする。

（業務体制）

第7条 受託者は、注文受付・配送・販売等業務に従事する者を選任し、契約時に業務体制表を市に提出すること。

2 業務従事者が欠けた場合は、速やかに交代要員を派遣し、業務に支障のないようにしなければならない。

（緊急事態発生時の対応）

第8条 受託者は、重大事故等の緊急事態発生に備え非常配備計画を策定し、緊急時におけるサポート体制を確立しておかななければならない。

（書類の提出）

第9条 受託者は、業務の着手にあたって、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- （1）業務体制表
- （2）緊急時体制表
- （3）その他市が求める書類

(報告書の提出)

第10条 受託者は、毎月の業務実績（肥料の配送数量及び販売数量等）について、翌月の10日までに市へ提出しなければならない。

2 その他市が提出を求めた書類については、速やかに提出しなければならない。

(販売代金の納入)

第11条 市は前条第1項の報告書に基づき、コンポスト肥料の販売代金に係る納付書を受託者に発行する。

2 受託者は、前項の納付書によりコンポスト肥料の販売代金を市に速やかに納入しなければならない。

(安全・衛生及び労務管理等)

第12条 受託者は、業務の実施にあたって、安全の確保に十分留意しなければならない。

2 受託者は、衛生に十分留意しなければならない。

3 受託者は、業務従事者の労務管理について責任を負うものとする

(その他)

第13条 受託者は、業務従事者の服装、言語及び態度に十分注意し、奉仕精神を徹底させ、市民に不快の念を与えないようにしなければならない。

(疑義等)

第14条 本仕様書に疑義が生じた場合には、市と受託者両者による協議の上、定めるものとする。

2 本仕様書に明示されていない事項について、必要がある場合は、市と受託者両者による協議の上、定めるものとする。